大阪府がん登録実施要綱

（目的）

1. この要綱は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく大

阪府における全国がん登録事業（以下、「大阪府全国がん登録」という。）及び大阪府がん対策推進条例（以下「条例」という。）に基づく大阪府地域がん登録事業（以下、「大阪府地域がん登録」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

（実施体制）

第２条　大阪府全国がん登録及び大阪府地域がん登録（以下、「大阪府がん登録」という。）は、大阪府が主体となり、大阪府所在の病院及び大阪府から指定を受けた診療所（以下、「病院等」という。）と連携して実施する。

（事業内容）

第３条　大阪府は、大阪府がん登録において、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　法第６条第２項に基づく大阪府全国がん登録にかかる診療所の指定・取消

　　がんに係る情報の届出を行う診療所（以下、「指定診療所」という。）の指定及び取

消。なお、指定診療所に関し必要な事項は「大阪府全国がん登録における診療所の指

定等要領」に定めるものとする。

(2)　情報の収集

　ア　大阪府全国がん登録に関し、病院等から提出された、全国がん登録届出票（以下、「届出票」という。）の収集。なお、届出票の収集に関し必要な事項は「大阪府がん登録における届出に関する実施要領」に定めるものとする。

イ　次の調査の実施。なお、厚生労働省からの通知による場合、又は大阪府が必要とする場合に限る。

①死亡者新規がん情報に関する厚生労働大臣からの通知に基づく届出(遡り調査)。

なお、通知を受けた病院等は、原則オンラインシステムを用いて、遡り調査票及びその他必要な事項を提出するものとする。

②厚生労働大臣による審査等のための調査（住所移動確認調査）。

なお、厚生労働大臣からの通知を受けた際には、市町村と協力し調査を行うものとする。

③生存確認調査。

なお、大阪府地域がん登録については住民基本台帳ネットワーク及び住民票照会を用いて行うものとする。大阪府全国がん登録については、厚生労働大臣からの通知を受けた際に実施するものとする。

(3)　審査・整理及び提出

病院等から提出のあった届出票等の審査・整理及び厚生労働大臣への提出。

(4) 情報の管理

　 大阪府がん登録により収集された情報（以下「大阪府がん情報」という。）の適正な

管理。なお、その他必要な事項は「がん登録における大阪府がん情報管理要領」に定

めるものとする。

(5) データベースの整備

ア　大阪府がん情報を一体的に記録し保存するデータベースの整備。

イ　当該データベースに保存する大阪府がん情報のうち、一定期間経過した情報の加工（以下、「匿名化」という。）又は消去。

なお、匿名化又は消去は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日から起算して１００年を経過した日の属する年の翌年の１２月３１日までに行うものとする。

ウ　当該データベースに記録し保存する情報の対象範囲の拡大又は前号の規定による匿名化を行う際の、大阪府がん対策推進委員会がん登録等部会への諮問。

 (6)　情報の提供等

ア　市町村又は自らが、がんの状況を把握し、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために必要とする、当該行政機関に係る大阪府がん情報の提供及び利用。

イ　届出を行った医療機関又は診断時の患者在住市町村に対する、当該機関および市町村に関する大阪府がん情報の提供。

ウ　がんに係る調査研究等に必要となる大阪府がん情報の提供。

エ　情報提供を行うにあたり必要な事項は「大阪府がん登録における情報の提供等に関する事務処理要領」に定めるものとする。

　　オ　情報提供依頼申出者が情報を利用する際に遵守すべき事項については、「大阪府がん登録における情報の提供等に関する利用規約」に定めるものとする。

 (7)　その他、大阪府がん登録の実施に関し必要な事項を行う。

２　病院等は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　届出票による届出

(2)　遡り調査票の提出

(3)　上記のほか、大阪府がん登録の実施に関し必要な事項

（業務委託）

第４条　大阪府は、大阪府がん登録に係る情報の収集、提供等の業務について、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター（以下、「大阪国際がんセンター」という。）へ委託を行う。

２　委託業務に関し必要な事項は「大阪府がん登録推進等業務委託実施要領」に定めるものとする。

(協力の要請)

第５条　大阪府及び大阪国際がんセンターは、この要綱に定めるもののほか、大阪府がん登録の実施に関し必要があると認めるときは、病院等又はその他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

２　前項の協力を求められた病院等又はその他の関係者は、その求めに協力するものとする。

（秘密保持義務その他の義務）

第６条　大阪府がん登録に従事した者は、その事業に関して知り得た秘密を漏らし、情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。

（開示等の制限）

第７条　大阪府がん情報は、法第３５条の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

１　施行期日

この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。

２　大阪府がん登録実施要領の廃止

　大阪府がん登録実施要領（平成９年４月１日）は、廃止する。